

1 随意契約の概要

(1) 随意契約とは

競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する場合、運用が認められている。

【地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項各号：随意契約】

(前略) 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 第 1 号 (少額随契) 予定価格が少額の場合
- 第 2 号 (特命随契) 目的物を作れる者、持っている者、遂行できる者が 1 者しかいない場合
- 第 3 号 (特定随契) 高齢者、身障者の団体施設の利益を生むためにあえて競争させない場合
- 第 4 号 (特定随契) 新商品・開発品 (他の業者ではまだ持っていない商品) を買う場合
- 第 5 号 (緊急随契) ダム決壊の応急工事など緊急性がある場合
- 第 6 号 (不利随契) 現に履行中の契約に関連する業務を、その受注者以外の者にさせると不利な場合
- 第 7 号 (有利随契) 時価に比べて著しく低価格で取引できる場合
- 第 8・9 号 (不落・入札随契) 入札が不調、落札するも契約締結に応じない場合

(2) 随意契約の実績

	審査会件数	契約種別	契約件数	随意契約	うち、1,500 万円を超える契約
令和8年度 (4月末現在)	241件	工事	3件	1件	0件
		修繕	3件	3件	0件
		委託	156件	113件	9件
		その他	79件	73件	1件
令和7年度	476件	工事	45件	4件	0件
		修繕	19件	11件	0件
		委託	280件	175件	10件
		その他	132件	97件	1件
令和6年度	582件	工事	54件	6件	2件
		修繕	32件	22	0件

		委託	331件	204件	10件
		その他	165件	110件	0件
令和5年度	審査会件数	契約種別	契約件数	随意契約	うち、1,500万円を超える契約
	579件	工事	62件	8件	4件
		修繕	30件	22件	0件
		委託	317件	206件	5件
		その他	170件	116件	0件

※その他は、物品、賃貸借、売払い、修繕等

2 落札率の低い契約(80%未満)

※別紙1参照